平成２７年（フ）第１６５号
三重県四日市市北浜田町11番21―208号　グランドメゾン四日市
債務者　松原　孝美（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
三重県四日市市坂部が丘５丁目１番地106　ヘヤーモードサロンハヤシナイ
債務者　林　　京二
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
三重県四日市市朝日町３番16号
債務者　西村　和弘
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
三重県四日市市桜台本町177番地　ウィンザーサクラＢ―102、前住所三重県四日市市智積町844番地１　ピュールアムール202
債務者　大谷真理子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第５２１号
京都府久世郡久御山町佐古外屋敷156番地１　リバティフジムラ102
債務者　守屋　栄子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６８４号
京都市右京区西京極郡町53―１　マンション竹の子305号、住民票上の住所京都市伏見区羽束師菱川町659番地９
債務者　門谷　和泉（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７９号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目51番１―602号
債務者　井手　綾子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９０号
兵庫県芦屋市上宮川町10番１―702号
債務者　池田　昭子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９１号
兵庫県芦屋市上宮川町10番１―702号、住民票上の住所兵庫県芦屋市大東町９番１―501号
債務者　池田　明美
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２１号
兵庫県西宮市川東町９番26―202号
債務者　石原美佐江（旧姓奥平）
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３９号
奈良県生駒市門前町10番９号
債務者　ＡＡＰこと　山元　　匠
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２４２号
奈良市鳥見町４丁目４番地の２　富雄団地35―406号
債務者　三木　正一
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６５号
鳥取県米子市両三柳145番地（メゾン・エタンスレ105号）
債務者　向山　将基
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第８０号
鳥取県米子市旗ケ崎６丁目12番７号　101号、前住所鳥取県米子市米原８丁目５番56号202号
債務者　森尾　裕子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第６５号
福岡県飯塚市鯰田1054番地１
債務者　井手口英徳
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１４９号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷1059番地　パシフィックコースト大刀洗Ｃ―101
債務者　石橋　　恵
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部